

被保険者①：14分

1. 強制加入被保険者の資格 ケース1（法第7条）
2. 強制加入の被保険者の適用対象者（法第7条）
3. 第1号被保険者の要件（法第7条第1項第1号）
4. 法第7条第1項第1号の住所（住民基本台帳法第4条等）
5. 外国人の在留管理制度
6. 第2号被保険者の要件（法第7条第1項第2号、第5条）
7. 第3号被保険者の要件（法第7条第1項第3号）

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第7条第1項第1号 ……国民年金法第7条第1項第1号
- ・令第4条 ……国民年金法施行令第4条

被保険者①：14分

- 8. 被扶養配偶者の認定基準（令第4条）
- 9. 強制加入被保険者のまとめ

※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第7条第1項第1号 ……国民年金法第7条第1項第1号
- ・令第4条 ……国民年金法施行令第4条

強制加入被保険者の資格 ケース1 ① (法第7条)

ケース1

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送られてきたAさんが、手続きをするために市役所に行ってきました。



20歳になる方には日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送られます。

強制加入被保険者の資格 ケース1 ② (法第7条)

条文

(一部抜粋)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第3号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第1号被保険者」という。）
- 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第2号被保険者」という。）
- 三 第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）



強制加入の被保険者の適用対象者（法第7条）

強制加入の被保険者

第1号被保険者

- 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者
- 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でないこと
- 第2号被保険者又は第3号被保険者ではないこと

第2号被保険者

- 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者
ただし、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する65歳以上の者は第2号被保険者とはならない

第3号被保険者

- 20歳以上60歳未満であること
- 被扶養配偶者（第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するものであり、かつ、第2号被保険者でない者）であること

第1号被保険者の要件（法第7条第1項第1号）

第7条（一部抜粋）

- 一 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって次号及び第3号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第1号被保険者」という。）



日本国内に住所を有すること

20歳以上60歳未満であること

第2号被保険者および第3号被保険者でないこと

法第7条第1項第1号の住所①（住民基本台帳法第4条等）

国民年金法 第7条第1項第1号	日本国内に 住所 を有する20歳以上60歳未満の者であって第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの。
住民基本台帳法 第4条	住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する 住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。
地方自治法 第10条第1項	市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。
民法 第22条	各人の生活の本拠をその者の住所とする。



住民基本台帳法上の住所は、地方自治法第10条第1項でいう住所と同じであり、民法第22条と同様に各人の生活の本拠をいう。

地方公共団体の住民としての住所の認定は、一般的に關係法令を通じて一致することが望まれる。

法第7条第1項第1号の住所②（住民基本台帳法第4条等）

住民基本台帳法
第4条

住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

地方自治法
第10条第1項

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

地方公共団体の住民としての住所の認定は、一般的に關係法令を通じて一致することが望まれる。



法第7条第1項第1号の住所③（住民基本台帳法第4条等）

地方自治法
第10条第1項

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

民法
第22条

各人の生活の本拠をその者の住所とする。

住民基本台帳法上の住所は、地方自治法第10条第1項でいう住所と同じであり、民法第22条と同様に各人の生活の本拠をいう。

地方公共団体の住民としての住所の認定は、一般的に關係法令を通じて一致することが望まれる。



外国人の在留管理制度①

平成21年住民基本台帳法の改正前

外国人登録法

原票に登録されている外国人

平成21年住民基本台帳法の改正後「平成24年7月9日以降」

住民基本台帳法
第30条の45

外国人住民

日本国内に住所を有する者であっても、日本国の領域内において就労する者であって、社会保障協定の規定（年金制度適用調整規定）により相手国法令の規定の適用を受けるもの等は、国民年金の被保険者としない。

外国人の在留管理制度②（法第7条等）

国民年金法第7条第1項第1号

次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第3号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第1号被保険者」という。）

外国人住民

住民基本台帳法第30条の45
(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

短期滞在者等

日本国内に住所を有することが明らかとなった者
※平成24年国発 0614第1号
平成24年管管発0614第2号
(国民年金における外国人適用について)

被保険者

外国人の在留管理制度③

保険料納付のメリット

1. **障害年金** **遺族年金** が受給できます。
2. 社会保障制度に関する協定が結ばれている場合は、**母国の年金制度の加入期間と合計** されることがあります。
3. 母国に帰国することになった場合は、**脱退一時金** が支給されます。



第2号被保険者の要件①（法第7条第1項第2号、第5条）

第7条（一部抜粋）

二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第2号被保険者」という。）

被用者年金各法
厚生年金保険法
国家公務員共済組合法
地方公務員等共済組合法
私立学校教職員共済法

（参考：法附則第3条）

第7条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「加入者」とあるのは、「加入者（65歳以上の者にあつては、厚生年金保険法附則第4条の3第1項に規定する政令で定める給付の受給権を有しない被保険者、組合員及び加入者並びに国家公務員共済組合法附則第13条の3に規定する特例継続組合員及び地方公務員等共済組合法附則第28条の7に規定する特例継続組合員に限る。）」とする。

第2号被保険者の要件②（法第7条第1項第2号、第5条）

第2号被保険者

- 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者
ただし、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する65歳以上の者は、第2号被保険者とはならない

	住所	年齢	生計維持	国籍
第1号被保険者	日本国内	20歳以上 60歳未満	—	—
第2号被保険者	—	—	—	—

「—」：要件は問われない

第3号被保険者の要件①（法第7条第1項第3号）

第7条（一部抜粋）

三 第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）

第3号被保険者となるためには、第2号被保険者による生計維持関係と年齢要件（20歳以上60歳未満）を満たすことが必要である。（国内居住要件は問われない）

- 第2号被保険者の20歳以上60歳未満の配偶者であっても、配偶者自身が自営業を営んでおり、被扶養配偶者として認定される基準を超える収入がある場合は第1号被保険者となる。
- 上記の配偶者自身が厚生年金保険の被保険者等である場合には、第2号被保険者となる。
- 第1号被保険者の配偶者は、20歳以上60歳未満であっても第3号被保険者とならない。
- 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる場合であっても、要件を満たしていれば第3号被保険者となる。

第3号被保険者の要件②（法第7条第1項第3号）

	住所	年齢	生計維持	国籍
第3号被保険者	—	20歳以上 60歳未満	主として 第2号被保険者 により生計維持	—

「—」 → 要件は問われない

第2号被保険者の配偶者（20歳以上60歳未満）

主として第2号被保険者の収入により生計維持されている配偶者

第3号被保険者

会社員や公務員等としてお勤めの配偶者

第2号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者にならない配偶者

第1号被保険者



被扶養配偶者の認定基準①（令第4条）

同一世帯	同一世帯に属していない
対象者の年間収入が130万円未満 かつ 第2号被保険者の年間収入の1/2未満	対象者の年間収入が130万円未満 かつ 第2号被保険者からの援助による 収入額より少ない
対象者の年間収入が130万円未満 かつ 第2号被保険者の年間収入を上回らない	

※ 収入が第2号被保険者の収入の半分以上の場合であっても、年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、第2号被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。

※ 年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。（給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下。雇用保険等の受給者の場合、日額3,611円以下であること。）



被扶養配偶者の認定基準②（令第4条）

被扶養配偶者の認定は、健康保険法などの被扶養者の認定の取扱いを勘案して日本年金機構が行う。

同一世帯の場合の認定基準

対象者の年間収入が130万円未満、かつ、
第2号被保険者の年間収入の2分の1未満

対象者の年間収入が130万円未満、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1以上であっても、
第2号被保険者の年間収入を上回らない

同一世帯に属していない場合の認定基準

対象者の年間収入が130万円未満
かつ

**第2号被保険者からの援助による
収入額より少ない**



被扶養配偶者の認定基準③（令第4条）

同一世帯

対象者の年間収入が130万円未満
かつ
第2号被保険者の年間収入の1/2未満

対象者の年間収入が130万円未満
かつ
第2号被保険者の年間収入を上回らない

※ 収入が第2号被保険者の収入の半分以上の場合であっても、年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、第2号被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。



被扶養配偶者の認定基準④（令第4条）

同一世帯に属していない

対象者の年間収入が130万円未満
かつ

**第2号被保険者からの援助による
収入額より少ない**

※ 年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。（給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下。雇用保険等の受給者の場合、日額3,611円以下であること。）



強制加入被保険者のまとめ

被保険者の種類	国内居住要件	年齢要件	生計維持要件	国籍要件
第1号被保険者	○	20歳以上 60歳未満	—	—
第2号被保険者	—	— (原則)	—	—
第3号被保険者	—	20歳以上 60歳未満	○	—

「○」→要件が問われる 「—」→要件は問われない



確認問題

問題 1

国民年金の被保険者のうち、国内居住要件が問われるのは第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者である。

解答



(法第 7 条)

第 3 号被保険者については、国内居住要件が問われません。

問題 2

第 1 号被保険者、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者ともに国籍要件を問わない。

解答



(法第 7 条)



被保険者②：11分

1. 被保険者の範囲の過去の変遷
2. 任意加入被保険者（法附則第5条第1項）
3. 海外在住の任意加入被保険者 ケース2
（法附則第5条、平成6年改正法附則第11条、平成16年改正法附則第23条）
4. 特例による任意加入被保険者（特例高齢任意加入者）
（平成6年改正法附則第11条第1項、平成16年改正法附則第23条第1項）
5. 被保険者のまとめ
※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法附則第5条第1項……………国民年金法附則第5条第1項
- ・平成16年改正法附則第11条……………平成16年改正国民年金法附則第11条

被保険者の範囲の過去の変遷①

昭和36年4月

昭和61年4月

自 営 業 者 等	強制加入		第 1 号被保険者
会 社 員 ・ 公 務 員	適用除外		第 2 号被保険者
被 扶 養 配 偶 者	任意加入 昭和55年4月		第 3 号被保険者
国 会 議 員	昭和37年12月 適用除外	任意加入	第 1 号被保険者
地 方 議 会 議 員	強制加入	任意加入	第1号被保険者等
海 外 居 住 の 日 本 人	適用除外		任意加入被保険者
被 用 者 年 金 制 度 の 障 害 ・ 遺 族 年 金 受 給 者	任意加入		第 1 号被保険者
学 生	任意加入		第 1 号被保険者
国 内 居 住 の 外 国 人	適用除外	強制加入	第 1 号被保険者

昭和57年1月

平成3年4月

被保険者の範囲の過去の変遷②

昭和36年4月

昭和61年4月

自営業者等	強制加入	第1号被保険者
会社員・公務員	適用除外	第2号被保険者
被扶養配偶者	任意加入	第3号被保険者
被用者年金制度の 障害・遺族年金受給者	任意加入	第1号被保険者
学 生	任意加入	第1号被保険者
国内居住の外国人	適用除外	強制加入 第1号被保険者

昭和57年1月

平成3年4月

被保険者の範囲の過去の変遷③

昭和36年4月

昭和61年4月

自 営 業 者 等	強制加入		第 1 号被保険者
会 社 員 ・ 公 務 員	適用除外		第 2 号被保険者
被 扶 養 配 偶 者	任意加入 昭和55年4月		第 3 号被保険者
国 会 議 員	昭和37年12月 適用除外	任意加入	第 1 号被保険者
地 方 議 会 議 員	強制加入	任意加入	第1号被保険者等
海 外 居 住 の 日 本 人	適用除外		任意加入被保険者
被 用 者 年 金 制 度 の 障 害 ・ 遺 族 年 金 受 給 者	任意加入		第 1 号被保険者
学 生	任意加入		第 1 号被保険者
国 内 居 住 の 外 国 人	適用除外	強制加入	第 1 号被保険者

昭和57年1月

平成3年4月

任意加入被保険者①（法附則第5条第1項）

20歳以上

60歳未満

65歳未満

70歳未満

国内
住所

① 被用者年金各法に基づく
老齢給付等を受けることのできる者

② 60歳以上
65歳未満

特例による
任意加入
65歳以上
70歳未満

海外

③ 日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない者

特例による
任意加入
65歳以上
70歳未満



任意加入被保険者②（法附則第5条第1項）

20歳以上



60歳未満

65歳未満

国内
住所

① 被用者年金各法に基づく
老齢給付等を受けることのできる者



任意加入被保険者③（法附則第5条第1項）

20歳以上

60歳未満

65歳未満

70歳未満

国内
住所

②

60歳以上
65歳未満

特例による
任意加入
65歳以上
70歳未満



任意加入被保険者④（法附則第5条第1項）

20歳以上

60歳未満

65歳未満

70歳未満

海外

③ 日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない者

特例による
任意加入
65歳以上
70歳未満



海外在住の任意加入被保険者 ケース2①

(法附則第5条、平成6年改正法附則第11条、平成16年改正法附則第23条)

ケース2

個人輸入業を行っていたBさんが、取引の関係上、生活拠点を海外に移して業務を行うことにしました。老後の生活を考えて、今まで国民年金保険料を未納することなく払い続けてきたBさんは今後どうしたらいいのかと相談にやってきました。

○・・・算入する ×・・・算入しない

	受給資格期間	年金額の計算
任意加入しない (保険料を納めない)	○ (合算対象期間)	×
任意加入する (保険料を納める)	○ (保険料納付済期間)	○



海外在住の任意加入被保険者 ケース2②

(法附則第5条、平成6年改正法附則第11条、平成16年改正法附則第23条)

ケース2

第1号被保険者には住所要件がありますので、海外に住所を移すと第1号被保険者ではなくなりますが、将来、日本に戻ってきて、老後を迎えた時には、海外在住期間は老齢基礎年金の受給資格期間に算入されることになっています。



海外在住期間は合算対象期間といい、いわゆるカラ期間とも呼ばれています。

保険料を納めていないので、年金の額の計算の基礎には含めませんが、受給資格期間を計算するときには算入することとして、海外で長く暮らしていた方でも老後の年金が受給できるように配慮されているのです。



海外に住んでいる間、保険料を納めなければ、老後の年金がその分低くなるのが心配です。そこで、海外に住んでいる間も保険料を納めて、年金の額を増やすことができるように、任意加入の制度が設けられています。

特例による任意加入被保険者（特例高齢任意加入者）①

（平成6年改正法附則第11条第1項、平成16年改正法附則第23条第1項）

昭和40年4月1日以前の生まれの人

日本国内に住所を有する

65歳以上
70歳未満



日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない

65歳以上
70歳未満



特例による任意加入被保険者の要件

65歳以上の者であっても次の要件を満たす者は厚生労働大臣に申し出ることにより任意加入被保険者となることができる

- (1) 昭和40年4月1日以前に生まれた者であること
- (2) 老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有しないこと
- (3) 第2号被保険者ではないこと
- (4) 次のいずれかに該当する者であること

①日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の者

②日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない65歳以上70歳未満のもの

特例による任意加入被保険者（特例高齢任意加入者）②

（平成6年改正法附則第11条第1項、平成16年改正法附則第23条第1項）

	任意加入被保険者	特例による任意加入被保険者 （高齢任意加入被保険者）
役割	年金受給権の確保 年金額の増額	年金受給権の確保
老齢・退職を支給事由とする年金給付の 受給権を有する場合	任意加入できる	任意加入できない
繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者	任意加入できない	
老齢基礎年金の支給繰上げ	老齢基礎年金の支給繰上げ はできない	
付加保険料の納付	納付できる	納付できない
保険料免除	行われぬ	
死亡一時金の規定における取扱い	第1号被保険者とみなす	第1号被保険者とみなす
脱退一時金の規定における取扱い		第1号被保険者とみなす
寡婦年金の規定における取扱い		第1号被保険者とみなされぬ

被保険者のまとめ

20歳以上

60歳未満(以上) 65歳未満(以上) 70歳未満

日本国内に住所
を有しない
(日本国籍有)

日本国内に住所
を有する

任意加入

特例による
任意加入

第1号被保険者

老齢厚生年金等の
受給権者(任意加入)

任意加入

特例による
任意加入

第2号被保険者

老齢基礎年金等
受給権のない者
(300月限度)

第3号被保険者



確認問題

問題 1

日本国内に住所を有する者であれば、国籍を問わず、20歳未満の者であっても、申し出ることによって任意加入被保険者になることができる。

解答



(法附則第5条第1項)

20歳未満の者は任意加入することができません。

問題 2

昭和40年4月1日以前に生まれた者のうち、老齢基礎年金の受給権を有しているものは、65歳から70歳までの間の特例による任意加入被保険者となることはできない。

解答



(平成16年改正法附則第23条等)

